

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 4 月 24 日

水 曜 日

第 3610 号

目 次

告 示

- 特定第2号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意 1
- 富山県収入証紙売りさばき人の名称変更 2
- 保安林の指定予定

公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 3
- 都市計画の変更案の縦覧 4

告 示

富山県告示第212号

特定第2号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の共済契約の締結の申込みに係る特定第 2 号漁業者の同意については、法第 108条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 4 項の規定により公示する。

平成25年 4 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

法第 105条第 1 項第 2 号ロの規定により定める区域及び区分		発 起 人	届出年月日
区 域	区 分		
漁業災害補償法の規定による一定の水城又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号）の2の表の黒東区域 〔朝日町漁業協同組合及び入善漁業協同組合の地区〕	法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、入善町一円（春日、横山及び八幡を除く。）の区域に住所を有する者が営む(1)から(8)までに掲げる漁業以外の漁業	立塚 達男 東原 宝一	平成25年 3 月 22 日

富山県告示第213号

富山県収入証紙売りさばき人の名称変更について

次のとおり富山県収入証紙売りさばき人の名称変更の届出があったので、告示する。

平成25年 4 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 売りさばき人の名称

- (1) 変更後 一般財団法人 富山県消防設備保守協会
- (2) 変更前 財団法人 富山県消防設備保守協会

2 変更年月日

平成25年 4 月 1 日

富山県告示第214号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の 2 の規定により告示する。

平成25年 4 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県魚津市小川寺字熊谷1203から1205まで、字所谷2313の 3、2314の 1、2315の 1、2316、2317

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月24日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成25年4月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自然環境ネットワーク・射水市ビオトープ協会

3 代表者の氏名

岡田 一雄

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市三ヶ3313番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民・団体・地域に対して生態系・生物多様性の理念の普及を図り、生物の生息空間であり、人と生物のふれあいの場であるビオトープの形成・維持管理の活動を行い、人と自然が共生できるまちづくりに寄与することを目的とする。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成25年 4 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

（種類）富山高岡広域都市計画道路

（名称）3・5・423号 羽広内免線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

高岡市羽広二丁目、扇町一丁目及び千石町の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年 4 月 24 日から平成25年 5 月 13 日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市整備部都市計画課

（「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）